



## 契約書類にはどんなものがあるの？



### A. まずは3つあるのよ。

[障がい福祉事業](#)で、まず必要になる書類があるのよ。

- ① [利用契約書](#)
- ② [重要事項説明書](#)
- ③ [利用契約における個人情報同意書](#)

の3点セットね。

特に①利用契約書と②重要事項説明書のふたつは、[社会福祉法](#)第77条第1項(利用契約の成立時の書面の交付)という法律で規定されている決定事項なの。  
実地指導の場合でも、必ずチェックされる書類になるわ。

②の重要事項説明書は、指定権者によってはひな型を公開しているところもあるわよ。  
また、重要事項説明書に書かれている内容は、[運営規定](#)と同じにすることが必要になってくるわ。  
なので、運営規定を変更したら、必ず重要事項説明書も変更することになるのよね。

契約書等での注意点がいくつかあります。

- ・①の利用契約書と②の重要事項説明書は、必ず2部作成する必要があるの。
- ・契約書に署名・押印をもらったあとで、事業所と利用者の割り印をする、ということも忘れないようにしないといけないことね。
- ・契約書2部のうち、1部は事業所で保管、もう1部は利用者が保管、ということになります。

契約書はホッチキスで止めずに、市販の契約書テープを使用するとスマートね。  
一定期間保存しなければいけないんで、ホッチキスだと錆びてしまうのよ。  
賃貸物件の契約書なんかも、この契約書テープが使われているわよね。

### [《MENU》](#)

[《衛生管理ってなんのこと？](#)

[規定等\(手順書\)ってなに？》](#)